

# 香川県労働委員会年報

## (令和3年度)

香川県労働委員会事務局

第 47 期 香川県労働委員会委員  
(令和 3 年 12 月 1 日～令和 5 年 11 月 30 日)

(公益委員)

会 長



松尾 邦之

会長代理



岡田 徹太郎



井上 昭雄



安井 順子



石合 由明

(労働者委員)



森 信夫



榎原 一吉



福家 良一



河元 幸



伊藤 香

(使用者委員)



窪田 伸一



島田 新一



高橋 寛栄



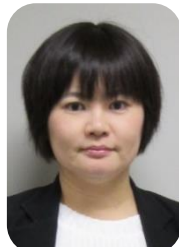
友時 好敬



三谷 知己

第 46 期をもって退任した委員

(公益委員)



佐藤 倫子

(労働者委員)



白石 恵子

(使用者委員)



杉ノ内 謙三

## は じ め に

この度、令和3年度に本県労働委員会が取り扱った、労働争議に係る調整事件、不当労働行為事件の審査、個別労働関係紛争のあっせんその他の運営活動状況を収録した「香川県労働委員会年報（令和3年度）」を刊行しました。

この冊子が、日頃労使関係の業務に携わり、労使問題に関心を寄せられている方々にとって、少しでも参考となり、また、労働委員会への理解を深めていただける一助となれば幸いです。

令和4年5月

香川県労働委員会

事務局長 河内 一裕

## 注 意

- ・ 令和3年度中に取り扱った事件などが解決せずに翌年度に繰越しになったものについては、令和4年3月31日現在の状況を示している。
- ・ 記載の区分などについては、中央労働委員会「都道府県労働委員会状況報告要領」等に基づいている。

# 目 次

## 第1章 労働委員会の概要

第1節 労働委員会の沿革	1
第2節 労働委員会の組織と機構	2
1 委員	2
2 あっせん員候補者	4
3 事務局	5

## 第2章 労働委員会の会議

第1節 総会	6
第2節 公益委員会議	7
第3節 連絡会議等	8

## 第3章 労働争議の調整

第1節 調整事件（あっせん・調停・仲裁）	10
1 調整事件の取扱状況	10
2 調整事件の一覧	11
3 調整事件の概要	12
第2節 労働争議の実情調査	12
1 労働争議の予告件数	12
2 実情調査の一覧	12
第3節 集团的労使関係に係る相談	13

## 第4章 不当労働行為事件の審査

第1節 不当労働行為事件	14
1 不当労働行為の取扱状況	14
2 審査の目標期間の達成状況	15
3 不当労働行為事件の一覧	15
4 不当労働行為事件の概要	15
第2節 再審査事件・行政訴訟事件	15
1 再審査事件	15
2 行政訴訟事件	15

## 第5章 労働組合

第1節 労働組合の資格審査	16
1 資格審査の取扱状況	16
2 資格審査の一覧	16
第2節 認定告示	16
第3節 労働協約の拡張適用	16

## 第6章 個別労働関係紛争のあっせん

第1節 あっせん事件	17
1 あっせん事件の取扱状況	17
2 あっせん事件の一覧	18
3 あっせん事件の概要	19
第2節 個別労働関係に係る相談	20

## 第7章 委員会の様々な活動

第1節 委員による労働相談	21
1 専門労働相談	21
2 無料労働問題相談会	21
第2節 出前講座	23
第3節 研修	23
1 中央労働委員会の研修	23
2 四国ブロックの研修	24
第4節 広報状況	24
1 専門労働相談	24
2 無料労働問題相談会	24

## 資 料

1 年次別新規取扱事件数（調整・不当労・資格審査・個別）	25
2 調整事件・年次別終結状況	25
3 不当労働行為事件・年次別終結状況	26
4 個別労働関係紛争あっせん事件・年次別終結状況	27
5 年度別新規取扱事件数（調整・不当労・資格審査・個別）	27
6 調整事件・年度別終結状況	28
7 不当労働行為事件・年度別終結状況	28
8 個別労働関係紛争あっせん事件・年度別終結状況	28

# 第1章 労働委員会の概要

## 第1節 労働委員会の沿革

- 昭和20年12月、団結権の保障と団体交渉権の保護、助成によって労働者の地位向上を図ることを目的として労働組合法が制定され、これらの実際の運用にあたる行政機関として「労働委員会（中央労働委員会及び各都道府県地方労働委員会）」が設置されることとなった。

香川県においても、昭和21年2月1日付けで労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び第三者委員各5名が第1期の委員として任命され、同年3月1日の同法施行と同時に「香川県地方労働委員会」が発足した。
- 昭和21年9月、労働関係調整法の制定により、あっせん、調停、仲裁等の諸手続規定が明確化され、労働委員会の調整機能が具体化された。
- 昭和22年10月、国家公務員法の制定により、一般職の国家公務員は労働組合法や労働関係調整法の適用が除外され、昭和23年7月、政令第201号の公布により、国又は地方公共団体の職員は、団体交渉及び争議行為が禁止された。このため、官公庁関係の事案は、労働委員会の管轄から外された。
- 昭和24年6月、労働組合法の全部改正、労働関係調整法の第1次改正があり、労働委員会の権限の再編成が行われた。すなわち、調整的権限の一部が外されたのに対し、労働組合の資格審査及び旧労働組合法第11条関係を引き継ぐものとして、不当労働行為の審査、処分等の権限が与えられ、これらの準司法的権限は、公益委員（旧法の第三者委員を改称）の専管事項とされた。また、中央労働委員会に、優先管轄権、再審査権及び規則制定権が与えられた。

同年8月、上記改正に基づき、労働委員会の業務処理上の全般的な手続を規定した中央労働委員会規則が公布された。
- 昭和27年7月、労働組合法、労働関係調整法の第2次改正が行われた。労働関係調整法関係では、緊急調整制度の新設、公益事業における争議行為予告通知制度の採用、特別調整委員制度の新設及び仲裁制度の改正が行われた。

また、この改正の一環として地方公営企業労働関係法の公布があり、地方公営企業の職員の労働関係は、原則として労働関係調整法によることとなった。
- 昭和37年5月、行政事件訴訟法、同年9月、行政不服審査法が制定され、これに伴う労働組合法の訴訟に関する規定が改正された。

同年11月、中央労働委員会規則が改正され、その名称も労働委員会規則と改められた。
- 昭和40年5月、ILO87号条約の国会承認と同時に地方公営企業労働関係法、労働委員会規則が改正され、同年8月15日から施行された。すなわち、地方公営企業に従事する職員のうち労働組合法第2条第1号に規定する者（使用者の利益を代表する者）の範囲を、地方労働委員会が認定して告示することとなった。
- 昭和41年4月、労働組合法の一部改正により、委員の任期が1年から2年に改正され、同日以降任命される委員に適用されることとなった。本県では、昭和42年6月任命の第20期委員から適用された。
- 昭和46年5月、労働組合法の一部改正が行われ、中央労働委員会においては、審査事件処理上、各側委員の委員数が7名から8名に改正された。
- 昭和52年4月、労働委員会規則の一部改正により、不当労働行為事件の迅速かつ公正な処理を促進するための所要の規定が整備された。
- 昭和53年5月、労働組合法、同法施行令の一部改正により、東京都、大阪府、北海道及び福岡県の各地方労働委員会並びに中央労働委員会の委員定数増が図られた。
- 国鉄、電電、専売の三公社の民営化に伴い、昭和62年4月、公共企業体等労働関係法が国営企業労働関係法となり、公共企業体等労働委員会も国営企業労働委員会に改組された。

- 昭和 63 年 6 月、労働組合法等の一部改正により、同年 10 月、中央労働委員会に国営企業労働委員会が統合され、委員数も公労使各側 13 名に改正された。
- 行政手続法の制定に伴い、平成 5 年 11 月、労働組合法の一部改正が行われ、労働委員会がする処分については、行政手続法の一部適用除外とされた。
- 平成 11 年 7 月、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（いわゆる地方分権一括法）の制定に伴い、機関委任事務とされていた地方労働委員会の事務は、平成 12 年 4 月から自治事務に位置付けられた。
- 平成 13 年 1 月に施行された独立行政法人通則法により、独立行政法人制度が創設された。これに伴い、特定独立行政法人とその職員に係る労働関係については、国営企業事件の場合と同様に中央労働委員会が不当労働行為事件の審査や紛争の調整等を行うなどの、労働組合法等の一部改正が行われた。また、中央省庁等改革により、労働省と厚生省が統合されて新たに厚生労働省が設置された。
- 平成 13 年 6 月、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律が成立し、同年 10 月 1 日に施行された。国（労働局）においては、紛争調整委員会によるあっせん制度の創設等による総合的な個別労働紛争解決システムの整備が図られた。  
同年 10 月 1 日、知事から、地方自治法第 180 条の 2 の規定に基づき「個別的労使紛争に係るあっせん等に関する要綱」に規定する個別的労使紛争のあっせん及び相談に関する事務の委任を受け、個別的労使紛争解決サービスを開始した。
- 平成 15 年 3 月、労働委員会規則の一部改正により、不当労働行為事件の迅速な処理を促進するための審査手続の充実及び地方労働委員会事務の自治事務化の趣旨を踏まえた規定の整備等が行われた。
- 平成 17 年 1 月、不当労働行為事件の審査期間の著しい長期化、救済命令等に対する取消率の高さ等の状況を踏まえ、審査の迅速化及び的確化を図るという観点から、労働組合法、同法施行令及び労働委員会規則の一部が改正され、審査手続及び審査体制の整備等に関して所要の改正が行われた。  
また、「地方労働委員会」の名称が「都道府県労働委員会」に改められたことから、本県労働委員会についても「香川県労働委員会」と改められた。
- 行政組織の効率化を推進するため、「国土交通省設置法等の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 26 号）」により、船員労働委員会は、平成 20 年 9 月 30 日限りで廃止され、その事務のうち、船員の集団的労使紛争の解決等の事務（不当労働行為事件の審査、労働争議のあっせん、調停、仲裁等）は、平成 20 年 10 月 1 日から、中央労働委員会及び都道府県労働委員会に移管された。

## 第 2 節 労働委員会の組織と機構

労働委員会は、労働組合法、労働関係調整法及び地方公営企業等の労働関係に関する法律に掲げる目的を達成するため、労働組合法第 19 条の 12 の規定に基づき設置された県の機関で、地方自治法にも規定されている行政機関である。

### 1 委員

委員の構成は、労働者を代表する労働者委員、使用者を代表する使用者委員及び公益を代表する公益委員の各側 5 名、合計 15 名をもって組織され、委員のうち労働者委員は労働組合の推薦に基づいて、使用者委員は使用者団体の推薦に基づいて、また、公益委員は労働者委員及び使用者委員の同意を得て、それぞれ知事が任命する。

委員の任期は 2 年であり、会長、会長代理は、委員の選挙によって公益委員の中から選ばれる。

令和 3 年 12 月 1 日に委員の改選があり、新たに第 47 期委員が任命された。第 46 期及び第 47 期の委員は、次のとおりである。

第 46 期委員名簿（令和元年 12 月 1 日～令和 3 年 11 月 30 日）

	氏名	職業	備考
公益委員	石合 由明	弁護士	
	○井上 昭雄	弁護士	
	佐藤 倫子	弁護士	R3. 11. 30 退任
	◎松尾 邦之	国立大学法人香川大学 名誉教授	
	安井 順子	公認会計士	
労働者委員	榎原 一吉	日本労働組合総連合会香川県連合会 事務局長	
	河元 幸	三菱マテリアル直島製錬所労働組合 書記長	
	白石 恵子	四国労働金庫労働組合 副執行委員長	R3. 11. 30 退任
	福家 良一	日本労働組合総連合会香川県連合会 会長	
	森 信夫	一般社団法人香川県労働者福祉協議会 会長	
使用者委員	窪田 伸一	香川県経営者協会 専務理事	
	島田 新一	元 株式会社四電工 顧問	
	杉ノ内 謙三	四国電力株式会社 常務執行役員人事労務部・総合研修所・総合健康開発センター担任	R3. 11. 30 退任
	高橋 寛栄	仁尾興産株式会社 取締役経営企画本部長	
	友時 好敬	株式会社タダノビジネスサポート 代表取締役社長	

〔◎会長、○会長代理、各側 50 音順〕

第 47 期委員名簿（令和 3 年 12 月 1 日～令和 5 年 11 月 30 日）

（令和 4 年 3 月 31 日現在）

	氏名	職業	備考
公益委員	石合 由明	弁護士	46 期～
	井上 昭雄	弁護士	45 期～
	○岡田 徹太郎	国立大学法人香川大学経済学部 教授	新任
	◎松尾 邦之	国立大学法人香川大学 名誉教授	40 期～
	安井 順子	公認会計士	42 期(H24. 12)～
労働者委員	伊藤 香	四国電力労働組合本部 組織局局长	新任
	榎原 一吉	日本労働組合総連合会香川県連合会 事務局長	43 期～
	河元 幸	三菱マテリアル直島製錬所労働組合 書記長	45 期～
	福家 良一	日本労働組合総連合会香川県連合会 会長	43 期～
	森 信夫	一般社団法人香川県労働者福祉協議会 会長	45 期～
使用者委員	窪田 伸一	香川県経営者協会 専務理事	46 期～
	島田 新一	元 株式会社四電工 顧問	45 期～
	高橋 寛栄	仁尾興産株式会社 取締役経営企画本部長	45 期～
	友時 好敬	株式会社タダノビジネスサポート 代表取締役社長	45 期～
	三谷 知己	四国電力(株) 人事労務部長	新任

〔◎会長、○会長代理、各側 50 音順〕



## 2 あっせん員候補者

労働委員会は、労働関係調整法第10条及び第11条の規定に基づき、学識経験者の中からあっせん員候補者を委嘱し、その名簿を作成している。当委員会においては、委員の改選ごとにあっせん員候補者を委嘱している。あっせん員候補者は、次のとおりである。

あっせん員候補者名簿

(令和4年3月31日現在)

氏名	現職（又は経歴）	備考
石合 由明	弁護士	現・公益委員
井上 昭雄	弁護士	現・公益委員
岡田 徹太郎	国立大学法人香川大学経済学部 教授	現・公益委員
河内 一裕	香川県労働委員会事務局長	
佐藤 倫子	弁護士	元・公益委員
松尾 邦之	国立大学法人香川大学 名誉教授	現・公益委員
安井 順子	公認会計士	現・公益委員
伊藤 香	四国電力労働組合本部 組織局局长	現・労働者委員
榎原 一吉	日本労働組合総連合会香川県連合会 事務局長	現・労働者委員
河元 幸	三菱マテリアル直島製錬所労働組合 書記長	現・労働者委員
福家 良一	日本労働組合総連合会香川県連合会 会長	現・労働者委員
森 信夫	一般社団法人香川県労働者福祉協議会 会長	現・労働者委員
窪田 伸一	香川県経営者協会 専務理事	現・使用者委員
島田 新一	(元 株式会社四電工 顧問)	現・使用者委員
杉ノ内 謙三	四国電力株式会社 常務執行役員人事労務部・総合研修所・総合健康開発センター担任	元・使用者委員
高橋 寛栄	仁尾興産株式会社 取締役経営企画本部長	現・使用者委員
友時 好敬	株式会社タダノビジネスサポート 代表取締役社長	現・使用者委員
三谷 知己	四国電力株式会社 人事労務部長	現・使用者委員

なお、令和3年度において、次のとおり、あっせん員候補者の異動があった。

氏名	職業	異動事由
豊島 正人	(前・香川県労働委員会事務局長)	R3.4.13 人事異動により解嘱
石部 照将	弁護士	R3.11.30 委嘱期間満了
今井 智代子	全日本自治団体労働組合香川県本部 特別執行委員	〃
白石 恵子	四国労働金庫労働組合 副執行委員長	〃
鈴木 義博	日本労働組合総連合会香川県連合会 顧問	〃
千田 建雄	(元 一般社団法人香川県労働者福祉協議会 専務理事)	〃
大藪 修二	株式会社四電工 監査役	〃
高木 健一郎	国立大学法人香川大学四国グローバルリーガルセンター顧問	〃
福家 正一	香川県経営者協会 参与	〃

### 3 事務局

#### (1) 事務局の沿革

- 昭和 21 年 3 月、県内政部労政課内に「香川県地方労働委員会事務局」設置。当初は、内政部長が事務局長を、労政課職員等が事務局幹事、書記等を兼務したが、昭和 22 年から順次専任職員を充足し、同年 12 月には事務局も独立して専任の事務局長を置いた。
- 昭和 25 年 3 月、「香川県地方労働委員会事務局処務規程」が制定され、「総務課」と「調整課」が置かれた。以後、所掌事務・事務処理の規程が順次整備された。
- 昭和 44 年 4 月、本庁舎から日本赤十字社香川県支部（高松市番町）へ移転した。
- 昭和 55 年 4 月、調整課を「審査調整課」に改め、「総務課」と「審査調整課」の 2 課となった。
- 昭和 57 年 4 月、調整事務が審査調整課から総務課に移され、これに伴い総務課が「調整課」に、審査調整課が「審査課」になった。
- 平成 5 年 12 月、亀岡分庁舎（高松市亀岡町）へ移転した。
- 平成 13 年 5 月、亀岡分庁舎から現在の香川県庁舎東館 3 階へ移転した。また、同年 10 月には、個別的労働関係紛争に関するあっせんの取扱いを開始した。
- 平成 15 年 4 月、グループ制の導入に伴い、調整課、審査課の 2 課制を廃止した。
- 平成 17 年 1 月、名称が「香川県労働委員会事務局」に改められた。

#### (2) 職員

(令和 4 年 3 月 31 日現在)

職名	氏名	発令年月日	転出(退職)年月日
事務局長	河内 一裕	令和 3 年 4 月 1 日	
課長補佐	大山 和也	令和 2 年 4 月 1 日	
副主幹	草野 正典	平成 29 年 4 月 1 日	令和 4 年 3 月 31 日(退職)
副主幹	村上 慎二	令和 2 年 4 月 1 日	
主任	包末 あや子	平成 31 年 4 月 1 日	

## 第2章 労働委員会の会議

### 第1節 総会

総会は、労働委員会の公益委員、労働者委員、使用者委員の全員が出席する会議であり、当委員会では、原則第4火曜日に開催している。議題としては、労働委員会規則第5条に掲げる付議事項その他委員会の業務全般の運営について協議している。

令和3年度は、第46期委員の任命に伴う臨時総会を含め、次のとおり12回開催された。

回数	開催期日	主要議題
1349	4月13日(火)	1 あっせん員候補者の委嘱替えについて 2 (個あ)令3-1 個別的労使紛争に係るあっせんの終結後の状況について 3 (個あ)令3-2 個別的労使紛争に係るあっせんの経過について 4 個別的労使関係に係る相談の状況について 5 令和3年度出席委員の調整が必要な会議等について 6 四国労働委員会協議会総会(三者会議)の提案議題について
5月は、新型コロナウイルス感染症拡大により中止		
1350	6月22日(火)	1 争議行為の予告通知及び実情調査について 2 集団的労使関係に係る相談の状況について 3 (個あ)令3-2 個別的労使紛争に係るあっせんの終結について 4 個別的労使関係に係る相談の状況について 5 令和3年度四国ブロック労働委員会会長連絡会議について 6 「労働委員会をめぐる課題と今後の検討の進め方について(案)」について 7 第108回四国労働委員会協議会総会(三者会議)について 8 令和3年度無料労働問題相談会の実施計画について 9 令和3年度出前講座の実施計画について 10 総会等をウェブ会議で実施するための検討について
1351	7月27日(火)	1 争議行為の実情調査について 2 個別的労使関係に係る相談の状況について 3 第62回中国・四国地区労働委員会会長連絡会議の開催について 4 令和3年度無料労働問題相談会の実施計画について 5 令和3年度出前講座の実施状況について 6 ウェブ会議の接続テストの結果について 7 病院の争議行為について 8 雇用調整助成金の受給資格等について 9 令和3年度四国地区労使関係セミナーの開催について 10 第38回四国地区労働委員会公益委員連絡協議会の開催について 11 令和3年度出前講座の実施計画について
1352	8月24日(火) ※	1 総会等のウェブ会議に関する申合せについて 2 争議行為の実情調査について 3 個別的労使関係に係る相談の状況について 4 全国労働委員会連絡協議会第2回運営委員会について 5 労働委員会在り方ビジョン小委員会設置要綱(案)について
1353	9月28日(火) ※	1 令3-1 労働争議に係るあっせん事件の申請について 2 集団的労使関係に係る相談の状況について 3 個別的労使関係に係る相談の状況について 4 第38回四国地区労働委員会公益委員連絡協議会の報告について
1354	10月26日(火)	1 争議行為の予告通知について 2 令3-1 労働争議に係るあっせん事件の経過について 3 集団的労使関係に係る相談の状況について 4 (個あ)令3-3 個別的労使関係に係るあっせんの申請について 5 個別的労使関係に係る相談の状況について 6 令和3年度無料労働問題相談会の実施結果等について 7 第491回公益委員会議の報告について

回数	開催期日	主 要 議 題
1355	11月24日(水)	1 個別的労使紛争に係るあっせん等に関する要領の一部改正について 2 争議行為の予告通知及び実情調査について 3 令3-1 労働争議に係るあっせん事件の経過について 4 集团的労使関係に係る相談の状況について 5 (個あ)令3-3 個別的労使紛争に係るあっせんの取下げについて 6 (個あ)令3-4 個別的労使紛争に係るあっせんの申請及び終結について 7 (個あ)令3-5 個別的労使紛争に係るあっせんの申請について 8 個別的労使関係に係る相談の状況について 9 令和3年度無料労働問題相談会の実施結果について 10 第76回全国労働委員会連絡協議会総会の報告について 11 令和3年度出前講座の実施状況について
1356 臨時総会	12月1日(水)	1 会長及び会長代理の選出について 2 あっせん員候補者の委嘱について 3 令和4年度定例総会等の日程について 4 議事録の承認方法について 5 総会開催通知の方法について 6 公・労・使各側幹事委員について
1357	12月21日(火)	1 争議行為の実情調査について 2 令3-1 労働争議に係るあっせん事件の打ち切りについて 3 (個あ)令3-5 個別的労使関係に係るあっせんの経過について 4 (個あ)令3-6 個別的労使関係に係るあっせんの申請及び終結について 5 個別的労使関係に係る相談の状況について 6 令和3年度出前講座の実施状況について 7 令和3年度及び令和4年度専門労働相談の実施について 8 令和3年度出前講座の実施計画(追加)について 9 第77回全国労働委員会連絡協議会総会の議題提案について
1358	1月25日(火) ※	1 ウェブ会議システムを利用したあっせんに関する申合せ 2 集团的労使関係に係る相談の状況について 3 (個あ)令3-5 個別的労使紛争に係るあっせんの終結について 4 個別的労使関係に係る相談の状況について 5 第77回全国労働委員会連絡協議会総会の議題提案について 6 令和4年度の全国会議・ブロック会議等の開催日程について
1359	2月22日(火) ※	1 集团的労使関係に係る相談の状況について 2 個別的労使関係に係る相談の状況について 3 令和3年度出前講座の実施状況について 4 令和4年度出席委員の調整が必要な会議等について 5 令和4年度出前講座の変更について
1360	3月22日(火) ※	1 争議行為の予告通知 2 集团的労使関係に係る相談の状況について 3 個別的労使関係に係る相談の状況について 4 不当労働行為の管轄及び除斥期間に係る事例の調査について 5 四国労働委員会協議会総会(三者会議)の議題提案について

※一部委員はオンラインにより参加

## 第2節 公益委員会議

公益委員会議は、労働委員会規則第9条に掲げる付議事項について審議決定する会議であり、会長が必要に応じて招集し、公益委員が出席して開催されるものである。

令和3年度は、次のとおり2回開催された。

回数	開催期日	付議事項
490	8月24日(火) ※	「不当労働行為事件審査に関する申合せ」の一部改正について
491	9月28日(火) ※	労働組合の資格審査について

※一部委員はオンラインにより参加

### 第3節 連絡会議等

令和3年度に開催された、労働委員会規則第86条の規定による「労働委員会相互の間の連絡を密にしその事務の処理につき必要な統一と調整を図るため」の「三者構成による連絡協議会並びに会長及び事務局長の各連絡会議」その他の会議等（事務局職員を対象としたものを含む。）は、次のとおりである。

#### <全国会議>

会議名	開催期日	開催場所	出席者	議題
全国労働委員会事務局長連絡会議	6月10日(木)	長崎市	—	新型コロナウイルス感染症拡大のため中止
全国労働委員会会長連絡会議	6月11日(金)	長崎市	—	新型コロナウイルス感染症拡大のため中止
第76回全国労働委員会連絡協議会総会	11月18日(木) ～ 11月19日(金)	WEB会議	松尾会長 井上会長代理 福家委員 杉ノ内委員 高橋委員	議題1 労働委員会における口外禁止条項の取扱いについて(九州ブロック公労使提案) 議題2 労働委員会におけるデジタル化に向けた現状と課題について(北海道・東北ブロック公労使提案) 議題3 被申請者のあっせん不応諾に対する説得について(中部ブロック公労使提案) 講演 「雇用類似の働き方と労使関係」 元中央労働委員会会長代理 鎌田耕一氏
全国労働委員会連絡協議会第1回運営委員会	11月19日(金)	WEB会議	松尾会長	1 協議事項 (1) 運営委員長の選出 (2) 副運営委員長の選出 (3) 第77回全国労働委員会連絡協議会総会の開催期日及び会場 (4) 全国労働委員会連絡協議会第2回運営委員会の開催期日及び会場 2 報告事項 (1) 令和3年度公労使委員合同研修(全体研修)の実施状況 (2) 令和3年度「個別労働紛争処理制度」周知月間の取組
全国労働委員会事務局審査主管課長会議	11月25日(木)	WEB会議	大山課長補佐	1 新型コロナウイルス感染症の予防に配慮した調査・審問の実施に係る取組と課題(ウェブ会議による調査の実施、審問の公開における配慮を含む) 2 資格審査を巡る諸課題 3 押印廃止の実務への影響 他
全国労働委員会事務局調整主管課長会議	11月25日(木)	WEB会議	大山課長補佐	1 調整業務の運営について 2 都道府県労働委員会からの事例報告 3 都道府県労働委員会からの業務報告

<中国・四国ブロック会議>

会議名	開催期日	開催場所	出席者	議題
労委労協中国・四国ブロック総会及び研修会	6月2日(水)	WEB会議 (高知県)	榎原委員 白石委員	1 各県報告及び意見交換 2 研修会 講演「労働組合の結成を振り返って」 講師 サニーマートグループ労連 前会長 武政澄夫氏
第62回中国・四国地区労働委員会会長連絡会議	7月20日(火)	WEB会議 (高知県)	松尾会長	1 同一労働同一賃金に関連する労働相談状況や今後の対応方針について(島根県) 2 不当労働行為事件の審査において被申立人と接触することが困難な場合の対応方法について(広島県)

<四国ブロック会議>

会議名	開催期日	開催場所	出席者	議題
四国地区労働委員会事務局局長連絡会議	5月21日 (金)	WEB会議 (高知県)	河内事務局長 草野副主任	1 コロナ禍における労働委員会の広報活動について(徳島県) 2 労働委員会における押印の見直しについて(香川県) 3 ウェブ会議開催に向けた体制整備等の取組について(愛媛県)
四国ブロック労働委員会会長連絡会議	5月21日 (金)	WEB会議 (高知県)	松尾会長	1 個別労働関係紛争あっせんの対象者(労働者)について(徳島県) 2 法人登記を目的にした資格審査について(香川県) 3 不当労働行為救済申立事件の審査の計画の変更について(愛媛県)
第108回四国労働委員会協議会総会(三者会議)	6月18日 (金)	WEB会議 (高知県)	松尾会長 佐藤委員 石合委員 福家委員 森委員 河元委員 島田委員 杉ノ内委員 友時委員	1 フリーランスが組織した団体等からの労働争議のあっせん申請があった場合の対応について(徳島県) 2 合同労組の不当労働行為に係る労働委員会の管轄について(香川県) 3 労働委員会規則の一部を改正する規則の施行について(愛媛県)
四国ブロック労働委員会事務局審査・調整主管課長会議	7月28日 (水)	WEB会議 (愛媛県)	大山課長補佐	1 労働関係調整法に基づく労働組合からのあっせん打ち切り後、使用者側からあっせん申請があった場合の対応について(徳島県) 2 あっせんにおける解決金の課税リスクの考え方について(香川県) 3 個別のあっせん利用を勧めるべきケースの特徴や勧めるタイミングについて(高知県) 4 不当労働行為救済申立事件における代理人に対する尋問の取扱いについて(愛媛県)
第38回四国地区労働委員会公益委員連絡協議会	9月～10月	書面会議 (愛媛県)	松尾会長 安井委員 佐藤委員	1 無期転換後の雇止めや団交拒否に関する不当労働行為の審査について(徳島県) 2 あっせん案における反省文の提出とあっせん案合意後の不履行について(香川県) 3 コロナ禍における団体交渉の手法について(高知県)

### 第3章 労働争議の調整

#### 第1節 調整事件（あっせん・調停・仲裁）

##### 1 調整事件の取扱状況

令和3年度に取り扱った調整事件は、新規係属事件が2件（あっせん）であった。

なお、調停事件については平成5年度を最後に申請がなく、仲裁事件についてはこれまで実績がない。

区分		年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	計
前年度からの繰越件数								
新規申請件数					1	2	2	5
(申請区分)	あっせん				(1)	(2)	(2)	(5)
	調停							
	仲裁							
取扱件数計					1	2	2	
終結件数					1	2	1	4
(終結区分)	解決				(1)	(1)		(2)
	取下げ							
	打切り					(1)	(1)	(2)
	不開始							
翌年度への繰越件数							1	

##### (1) 申請の内訳

###### <ア 申請者別>

区分		年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	計
労働組合					1	2	2	5
使用者								
労使双方								
職権								
計					1	2	2	5

###### <イ 調整事項別>

区分		年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	計
組合承認・組合活動								
協約締結・全面改訂					1			1
協約効力・解釈								
賃金等					1	1	1	3
給与以外の労働条件							1	1
経営又は人事						2		2
福利厚生								
団交促進						2	2	4
事前協議制						1		1
その他								
計					2	6	4	12

###### <ウ 業種別>

区分		年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	計
建設業								
製造業						1		1
電気・ガス・熱供給・水道業								
情報通信業								
運輸業、郵便業								

区分	年度					計
	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	
卸売業、小売業						
金融業、保険業						
不動産業、物品賃貸業					1	1
学術研究、専門・技術サービス業						
宿泊業、飲食サービス業						
生活関連サービス業、娯楽業						
教育、学習支援業			1			1
医療、福祉				1	1	2
複合サービス事業						
サービス業						
公務						
その他						
計			1	2	2	5

<エ 従業者規模別>

区分	年度					計
	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	
1人 ～ 9人						
10人 ～ 49人					1	1
50人 ～ 99人				1		1
100人 ～ 299人			1			1
300人 ～				1	1	2
計			1	2	2	5

※ <イ調整事項別>の区分は、一つの事件で複数の調整事項がある場合、総数は新規係属件数と一致しない。  
 ※ <エ従業者規模別>の区分は、総務省統計局「日本の長期統計系列 - 第6章 企業活動」の例を参考に  
 した。第4章、第6章において同じ。

(2) 終結状況及び平均所要日数

区分	年度					計
	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	
解決			1件 106日	1件 83日		2件 95日
取下げ						
打切り				1件 86日	1件 83日	2件 85日
不開始						
計			1件 106日	2件 85日	1件 83日	4件 90日

※ 件数・平均日数は、事件の終結した年度で処理している。  
 ※ 平均日数は、調整員指名前に「取下げ」、「不開始」となった事件以外の調整員指名から終結までの所要日数の平均(小数点以下、四捨五入)である。  
 ※ 自主解決による取下げであっても、事務局の事前調査やあっせん活動が自主解決に何らかの影響を及ぼしたと認められるものは、「解決」に含めている。

2 調整事件の一覧

事件番号	申請月日 指名月日	申請者	業種 従業員数	組合員数	調整事項	調整員	終結			
							年月日	結果	所要日数	調整回数
令3-1 (あっせん)	3.9.17 3.9.22	組合	不動産業 30人	52人	組合員の解雇に関する団体交渉の応諾及び促進	松尾 福家 島田	3.12.13	打切り	83日	1回
令4-1 (あっせん)	4.3.24 4.3.28	組合	医療・福祉 650人	450人	・不誠実な団体交渉の是正 ・再雇用時の労働条件や業務内容について十分な説明を行い、合意を得ること	松尾 森 島田	係属中	-	-	-



### 3 調整事件の概要

#### 令3-1 (あっせん)

調整事項	組合員の解雇に関する団体交渉の応諾及び促進	
申請までの経過	会社に連絡をしないで入社しなくなっていた組合員がしばらくして会社の寮に戻ってきた。しかし、会社から雇用関係が終了していることを告げられ、寮から退出させられた。組合は、会社に、組合員の解雇撤回について団体交渉を行ったが、会社が一方的に団体交渉を打ち切ったため、あっせんで申請した。	
労使の主張	労使	会社は、団体交渉を一方的に打ち切るなど誠実に交渉に応じていない。 組合員は自らの意思で退職したのであり、不当解雇ではない。団体交渉には応じた。
あっせん経過及び結果	労使双方の主張の隔たりが大きく、合意が困難であったため、あっせんで打ち切った。【打ち切り】	

#### 令4-1 (あっせん)

調整事項	・不誠実な団体交渉の是正 ・再雇用時の労働条件と業務内容について十分な説明を行い、合意を得ること	
申請までの経過	組合員が定年退職後の再雇用において法人と雇用契約を締結したが、退職前よりも賃金が大幅に低下したため、組合は、法人に再雇用時の労働条件と業務内容について十分な説明を行い、合意を得ることを求めて団体交渉を申し入れたが、法人は、組合員に労働条件の見直しは行わないと回答し、組合との交渉をしようとしなかったため、不誠実な団体交渉に当たるとして、その是正等を求めてあっせんで申請した。	
労使の主張	労使	法人は、団体交渉に応じようとしておらず、不誠実な対応である。 団体交渉は誠実にやっている。雇用契約は、組合員本人と合意のうえ締結しているため、賃金を見直すことはない。
あっせん経過及び結果	係属中	

## 第2節 労働争議の実情調査

### 1 労働争議の予告件数

労働関係調整法第37条第1項の規定による公益事業に係る争議行為の予告通知について、同条違反が疑われる事案は確認されなかった。

また、関係当事者から当委員会に提出された争議行為予告通知について、労働委員会規則第62条の2の規定により、次のとおり労働争議の実情調査を実施した。

当委員会で受付した新規案件は、業種は全て医療業で、賃金等に関するものであった。

予告通知及び労働争議実情調査件数(香川県労委受付分)

区分	年度						計
	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度		
前年度からの繰越件数	2	3	4	4	4		
新規予告通知件数	6	6	6	7	6	31	
計	8	9	10	11	10		
解決	5	5	6	7	7	30	
打ち切り							
調整に移行							
翌年度への繰越件数	3	4	4	4	3		

### 2 実情調査の一覧

#### (1) 令和3年度(継続)

番号	事件名	要求項目	開始	終結	結果
3-1	香川県厚生農業協同組合連合会労働組合労働争議	2020年度末一時金要求	3.2.18	3.6.14	解決
3-2	香川民医連労働組合労働争議	2021年春闘要求	3.2.19	3.6.18	解決
3-3	高松赤十字病院労働組合労働争議	2021年春闘要求	3.2.26	3.6.11	解決
3-4	香川県厚生農業協同組合連合会労働組合労働争議	2021年春闘要求	3.3.8	3.6.14	解決

## (2)令和3年度(新規)

番号	事件名	要求項目	開始	終結	結果
3-5	高松赤十字病院労働組合労働争議	2021年秋年末要求	3.10.22	3.11.18	解決
3-6	香川県厚生農業協同組合連合会労働組合労働争議	労働条件改善、年末一時金等	3.10.26	3.11.30	解決
3-7	香川民医連労働組合労働争議	2021年秋闘要求	3.11.5	3.11.12	解決
4-1	香川民医連労働組合労働争議	2022年春闘要求	4.2.25	—	係属中
4-2	高松赤十字病院労働組合労働争議	2022年春闘要求	4.2.25	—	係属中
4-3	香川県厚生農業協同組合連合会労働組合労働争議	2022年春闘要求	4.3.18	—	係属中

## 第3節 集团的労使関係に係る相談

令和3年度に取り扱った集团的労使関係に関する労働相談は、17件であった。

区分		年度					計
		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	
相談件数		6	6	7	9	17	45
相談者別	労働組合等	5	3	5	7	16	36
	使用者	1	3	2	2	1	9

## 【相談事項別】

区分		年度					計
		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	
a.組合承認・組合活動		4	2	4	1	2	13
b.協約締結・全面改訂					2		2
c.協約効力・解釈							
〈賃金等〉		1		5		4	10
d.賃金増額				(4)		(1)	(5)
e.一時金		(1)		(1)			(2)
f.諸手当							
g.その他賃金						(3)	(3)
h.退職一時金・年金							
i.解雇手当・休業手当							
〈給与以外の労働条件〉			1			5	6
j.労働時間							
k.休日・休暇			(1)				(1)
l.作業方法の変更							
m.定年制							
n.その他の労働条件						(5)	(5)
〈経営又は人事〉		2			4	6	12
o.事業休廃止・事業縮小							
p.企業合併・営業譲渡		(1)					(1)
q.人員整理					(1)		(1)
r.配置転換						(2)	(2)
s.解雇					(1)		(1)
t.その他の経営・人事		(1)			(2)	(4)	(7)
u.福利厚生							
v.団交促進		1	3		5	13	22
w.事前協議制				1	1		2
x.その他				1	2	5	8
総数		8	6	11	15	35	75

※「相談事項別」の分類は、「都道府県労働委員会状況報告要領(平成25年1月 中央労働委員会事務局)」「11調整事項」(a~x)の例による。また、1件の相談で複数の相談事項を含む場合があるので、「総数」は、「相談件数」とは一致しない。

## 第4章 不当労働行為事件の審査

### 第1節 不当労働行為事件

#### 1 不当労働行為の取扱状況

令和3年度に新規申立てはなく、前年度からの繰越事件もなかった。

年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	計
前年度からの繰越件数						
新規申立件数						
取扱件数計						
終結件数						
翌年度への繰越件数						

#### (1) 申立ての内訳

##### <ア 申請者別>

年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	計
組合						
個人						
計						0

##### <イ 申立事由別>

年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	計
7条1号						
1・2号						
1・3号						
1・2・3号						
2号						
2・3号						
3号						
計						0

##### <ウ 業種別>

年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	計
建設業						
製造業						
電気・ガス・熱供給・水道業						
情報通信業						
運輸業、郵便業						
卸売業、小売業						
金融業、保険業						
不動産、物品賃貸業						
学術研究、専門・技術サービス業						
宿泊業、飲食サービス業						
生活関連サービス、娯楽業						
教育、学習支援業						
医療、福祉						
複合サービス業						
サービス業						
公務						
その他						
計						0

<エ 従業者規模別>

区分		年度					計
		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	
	1人～9人						
	10人～49人						
	50人～99人						
	100人～299人						
	300人～						
計							0

(2) 終結の状況

区分		年度					計
		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	
命令・決定	全部救済						
	一部救済						
	棄却						
	却下						
和解等	関与和解						
	無関与和解						
	取下げ						
計							0

2 審査の目標期間の達成状況

当委員会では、審査期間の目標を1年以内と定めている。

令和3年度に新規申立てではなく、前年度からの繰越事件もなかったため、終結した事件はなかった。

3 不当労働行為事件の一覧

新規・継続ともになし

4 不当労働行為事件の概要

該当なし

第2節 再審査事件・行政訴訟事件

1 再審査事件

令和3年度に中央労働委員会に再審査を申し立てた事件はなかった。

2 行政訴訟事件

令和3年度に行政訴訟事件として裁判所に係属した事件はなかった。

## 第5章 労働組合

### 第1節 労働組合の資格審査

#### 1 資格審査の取扱状況

令和3年度の労働組合資格審査取扱件数は、委員推薦が1件であった。

区分		年度					計
		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	
前年度からの繰越件数							
新規申請件数		1		1		1	3
(申請内訳)	委員推薦	(1)		(1)		(1)	(3)
	法人登記						
	不当労働行為事件						
	労働者供給事業						
取扱件数計		1		1		1	
終 結		1		1		1	3
(結果内訳)	有資格	(1)		(1)		(1)	(3)
	無資格						
	取下げ・打切り						
	翌年度への繰越件数						

#### 2 資格審査の一覧

受理番号	受理月日	申請事由	申請者	資格有無	決定番号	決定月日	備考
1	3.9.17	労働者委員推薦	労働組合	有	1	3.9.28	

### 第2節 認定告示

令和3年度に、地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定による認定及び告示案件はなかった。

また、同条第3項の規定による地方公営企業からの職の新設、変更又は廃止の通知は、1件あった。

### 第3節 労働協約の拡張適用

令和3年度に、労働組合法第18条の規定により、一の労働協約を一の地域に拡張適用する旨の申立て、決議又は公告はなかった。

## 第6章 個別労働関係紛争のあっせん

### 第1節 あっせん事件

#### 1 あっせん事件の取扱状況

令和3年度に取り扱ったあっせん事件は、新規係属事件が4件であった。

区分		年度					計
		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	
前年度からの繰越件数					1	1	
新規申請件数				2	7	4	13
(申請者内訳)	労働者			(1)	(7)	(4)	(12)
	使用者			(1)			(1)
	労使双方						
取扱件数計				2	8	5	
終 結				1	7	5	13
(結果内訳)	解 決			(1)	(3)	(2)	(6)
	取 下 げ					(1)	(1)
	打 切 り				(4)	(2)	(6)
	不 開 始						
翌年度への繰越件数				1	1		

#### (1) 申請の内訳

<ア あっせん事項別>

区分		年度					計
		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	
経営又は人事				2	6	5	13
賃金等				2	1		3
労働条件等				2	1	1	4
職場の人間関係					1	2	3
その他					2		2
計				6	11	8	25

※ 一つの事件で複数の調整事項がある場合、総数は、新規係属件数とは一致しない。

<イ 業種別>

区分		年度					計
		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	
建設業							
製造業						1	1
電気・ガス・熱供給・水道業							
情報通信業						1	1
運輸業、郵便業							
卸売業、小売業						2	2
金融業、保険業							
不動産業、物品賃貸業							
学術研究、専門・技術サービス業				1			1
宿泊業、飲食サービス業					1		1
生活関連サービス業、娯楽業							
教育、学習支援							
医療、福祉				1	3		4
複合サービス事業					1		1
サービス業					2		2
公務							
その他							
計				2	7	4	13

<ウ 従業者規模別>

区分	年度					計
	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	
1人～9人			2	1		3
10人～49人				2		2
50人～99人				1	2	3
100人～299人					1	1
300人～				3	1	4
計			2	7	4	13

(2) 終結状況及び平均所要日数

区分	年度					計
	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	
解決			1件 52日	3件 57日	2件 45日	6件 52日
取下げ					1件 15日	1件 15日
打切り				4件 48日	2件 38日	6件 45日
不開始						
計			1件 52日	7件 52日	5件 36日	13件 46日

※ 件数・平均日数は、事件の終結した年度で処理している。

※ 平均日数は、「解決」、「取下げ」、「打切り」となった場合の申請受付日から終結日までの所要日数の平均（小数点以下、四捨五入）である。

※ 自主解決による取下げであっても、事務局の事前調査やあっせん活動が自主解決に何らかの影響を及ぼしたと認められるものは、「解決」に含めている。

2 あっせん事件の一覧

(繰越)

事件番号	申請月日 指名月日	申請者	業種 従業者数	あっせん事項	あっせん員	終結			
						年月日	結果	所要日数	調整回数
(個あ) 令3-2	3.3.8 3.3.9	労	複合サービス事業 10～49人	精神的苦痛に対する金銭 の支払い	井上 福家 高橋	3.4.30	打切り (応諾拒否)	54日	—

(新規)

事件番号	申請月日 指名月日	申請者	業種 従業者数	あっせん事項	あっせん員	終結			
						年月日	結果	所要日数	調整回数
(個あ) 令3-3	3.10.15 3.10.20	労	卸売業・小売業 50～99人	解雇の撤回	石合 榎原 窪田	3.10.29	取下げ	15日	—
(個あ) 令3-4	3.10.27 3.10.28	労	製造業 50～99人	異動辞令の撤回	井上 榎原 友時	3.11.16	解決	21日	1回
(個あ) 令3-5	3.11.12 3.11.16	労	卸売業・小売業 100～299人	会社都合退職、退職金の支払い、有給休暇の買取り、精神的苦痛に対する慰謝料の支払い	石合 河元 高橋	4.1.18	解決	68日	1回
(個あ) 令3-6	3.11.26 3.11.29	労	情報通信業 300人以上	退職の撤回 精神的苦痛に対する慰謝料 の支払い	安井 森 窪田	3.12.17	打切り (応諾拒否)	22日	—

### 3 あっせん事件の概要

#### 【繰越】

(個あ)令 3-2

あっせん事項	精神的苦痛に対する金銭の支払い				
申請までの経過	申請者は、ある団体で講師等の業務を行っていたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、業務が継続できないとして即日解雇された。しかし、解雇の理由に納得ができないとしてあっせんに申請した。				
労使の主張	<table border="1"> <tr> <td>労</td> <td>解雇に至る経緯に不信感があり、解雇の理由に納得ができない。</td> </tr> <tr> <td>使</td> <td>申請者を解雇したのは、新型コロナウイルス感染症の影響のため、業務を行っていくことができなくなったためである。</td> </tr> </table>	労	解雇に至る経緯に不信感があり、解雇の理由に納得ができない。	使	申請者を解雇したのは、新型コロナウイルス感染症の影響のため、業務を行っていくことができなくなったためである。
労	解雇に至る経緯に不信感があり、解雇の理由に納得ができない。				
使	申請者を解雇したのは、新型コロナウイルス感染症の影響のため、業務を行っていくことができなくなったためである。				
あっせん経過と結果	被申請者があっせんに応じなかったため打ち切りとした。【打ち切り】				

#### 【新規】

(個あ)令 3-3

あっせん事項	解雇の撤回				
申請までの経過	申請者が、体調不良でしばらく休むと会社に連絡したところ、労務提供がないこと、従業員としての適格性がないことを理由に解雇された。しかし、解雇の理由に納得ができないとしてあっせんに申請した。				
労使の主張	<table border="1"> <tr> <td>労</td> <td>休むことは事前に会社に連絡し了承を得ていたし、適格性の問題についても思い当たることがないため、不当な解雇である。</td> </tr> <tr> <td>使</td> <td>職場でトラブルを起こしたほか、申請者と連絡が取れなくなったため、勤務の継続は困難と判断して解雇した。</td> </tr> </table>	労	休むことは事前に会社に連絡し了承を得ていたし、適格性の問題についても思い当たることがないため、不当な解雇である。	使	職場でトラブルを起こしたほか、申請者と連絡が取れなくなったため、勤務の継続は困難と判断して解雇した。
労	休むことは事前に会社に連絡し了承を得ていたし、適格性の問題についても思い当たることがないため、不当な解雇である。				
使	職場でトラブルを起こしたほか、申請者と連絡が取れなくなったため、勤務の継続は困難と判断して解雇した。				
あっせん経過と結果	申請者からあっせん取下書が提出されたため取下げにより終結した。【取下げ】				

(個あ)令 3-4

あっせん事項	異動辞令の撤回				
申請までの経過	申請者は、取引先から申請者の対応に苦情があったことを理由に、別の部署に配置転換を命じられた。しかし、配置転換の理由に納得ができないとしてあっせんに申請した。				
労使の主張	<table border="1"> <tr> <td>労</td> <td>配置転換の理由は、事実無根であり、会社は、取引先の言ったことに対して事実確認もせず鵜呑みにしており、配置転換は不当である。</td> </tr> <tr> <td>使</td> <td>申請者への事情調査では、事実確認できなかったが、取引先との関係に配慮して配置転換を決めた。</td> </tr> </table>	労	配置転換の理由は、事実無根であり、会社は、取引先の言ったことに対して事実確認もせず鵜呑みにしており、配置転換は不当である。	使	申請者への事情調査では、事実確認できなかったが、取引先との関係に配慮して配置転換を決めた。
労	配置転換の理由は、事実無根であり、会社は、取引先の言ったことに対して事実確認もせず鵜呑みにしており、配置転換は不当である。				
使	申請者への事情調査では、事実確認できなかったが、取引先との関係に配慮して配置転換を決めた。				
あっせん経過と結果	当事者双方の主張の隔たりは大きかったが、会社が配置転換先での業務内容に配慮するとしてあっせん案に双方が合意したため、あっせんに終結した。【解決】				

(個あ)令 3-5

あっせん事項	離職理由を会社都合退職とすること、会社都合退職による退職金の支払い、年次有給休暇の買取り、精神的苦痛に対する慰謝料の支払い				
申請までの経過	申請者は、配置転換を命じられた際に、役員からハラスメントを受け、その後、ハラスメントを理由とした会社都合での退職届を提出したが、自己都合退職とされたため、退職理由等に納得できないとしてあっせんに申請した。				
労使の主張	<table border="1"> <tr> <td>労</td> <td>ハラスメントが原因で退職に追い込まれたのだから会社都合退職である。</td> </tr> <tr> <td>使</td> <td>配置転換を拒否し、自らの意思で退職したのだから自己都合退職である。</td> </tr> </table>	労	ハラスメントが原因で退職に追い込まれたのだから会社都合退職である。	使	配置転換を拒否し、自らの意思で退職したのだから自己都合退職である。
労	ハラスメントが原因で退職に追い込まれたのだから会社都合退職である。				
使	配置転換を拒否し、自らの意思で退職したのだから自己都合退職である。				
あっせん経過と結果	当事者双方に確認したうえで、会社が解決金を支払うとのあっせん案に双方が合意したため、あっせんに終結した。【解決】				

(個あ)令 3-6

あっせん事項	退職の撤回、精神的苦痛に対する慰謝料の支払い				
申請までの経過	申請者は、パワハラ等が原因で休職していたが、休職が終了する直前になり、突然、休職期間終了をもって自然退職になるとの通知を受けた。会社に通知の撤回を求めて、あっせんに申請した。				
労使の主張	<table border="1"> <tr> <td>労</td> <td>職場復帰を希望したにもかかわらず、それを無視し退職させられた。</td> </tr> <tr> <td>使</td> <td>病状の回復が見込めず職場復帰は不可能と判断して自然退職とした。</td> </tr> </table>	労	職場復帰を希望したにもかかわらず、それを無視し退職させられた。	使	病状の回復が見込めず職場復帰は不可能と判断して自然退職とした。
労	職場復帰を希望したにもかかわらず、それを無視し退職させられた。				
使	病状の回復が見込めず職場復帰は不可能と判断して自然退職とした。				
あっせん経過と結果	被申請者があっせん参加に応じなかったため打ち切りとした。【打ち切り】				



## 第2節 個別労働関係に係る相談

当委員会で受け付けた労働相談(委員による労働相談のほか、事務局職員による相談を含む。)の状況は、次のとおりである。

令和3年度の相談件数は97件で、前年度に比べ11件減少した。

年度		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	計
区分	相談件数	92	106	112	108	97	515
相談者別	労働者	89	105	110	104	91	499
	使用者	3	1	2	4	6	16

### 【相談事項別】

年度		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	計
区分							
〈経営又は人事〉		54	54	43	56	52	259
	ア 解雇	(15)	(21)	(12)	(31)	(18)	(97)
	イ 配置転換、出向転籍	(6)	(7)	(3)	(4)	(8)	(28)
	ウ 復職	(2)	(1)	(1)	(1)	(1)	(6)
	エ 懲戒処分	(4)	(3)	(4)	(2)	(4)	(17)
	オ 退職	(25)	(19)	(21)	(15)	(19)	(99)
	カ 勤務延長、再雇用		(1)	(1)	(2)		(4)
	キ その他経営又は人事	(2)	(2)	(1)	(1)	(2)	(8)
〈賃金等〉		25	29	59	29	30	172
	ク 賃金未払	(12)	(17)	(23)	(13)	(11)	(76)
	ケ 賃金増額	(1)	(2)	(10)	(2)		(15)
	コ 賃金減額	(3)	(1)	(7)	(1)	(5)	(17)
	サ 一時金	(1)	(1)	(3)	(4)	(2)	(11)
	シ 退職一時金	(5)	(2)	(3)	(2)	(5)	(17)
	ス 解雇手当	(1)	(1)				(2)
	セ 休業手当	(1)		(1)	(6)	(5)	(13)
	ソ 諸手当		(4)	(8)	(1)	(1)	(14)
	タ その他賃金	(1)	(1)	(4)		(1)	(7)
	チ 年金(厚生年金等)						
〈労働条件等〉		53	66	100	62	43	324
	ツ 労働契約	(10)	(13)	(19)	(13)	(4)	(59)
	テ 労働時間	(6)	(9)	(16)	(5)	(5)	(41)
	ト 休日・休暇	(6)	(4)	(4)	(1)		(15)
	ナ 年次有給休暇	(6)	(7)	(19)	(6)	(15)	(53)
	ニ 育児休暇・介護休暇	(1)	(3)	(2)	(5)		(11)
	ヌ 時間外労働	(7)	(8)	(15)		(4)	(34)
	ネ 安全・衛生	(7)	(14)	(9)	(4)	(2)	(36)
	ノ 福利厚生制度					(1)	(1)
	ハ 社会保険	(4)	(3)	(7)	(11)	(5)	(30)
	ヒ 労働保険	(5)	(4)	(5)	(13)	(5)	(32)
	フ その他の労働条件等	(1)	(1)	(4)	(4)	(2)	(12)
〈職場の人間関係〉		34	37	45	31	20	167
	ヘ セクハラ	(2)	(2)	(1)		(2)	(7)
	ホ パワハラ・嫌がらせ	(32)	(35)	(44)	(31)	(18)	(160)
	マ その他	13	5	28	16	6	68
総数		179	191	275	194	151	990

※「相談事項別」の分類は、「個別労働紛争処理に係る情報提供の方法について(平成25年2月28日)」の例による。また、1件の相談で複数の相談事項を含む場合があるので、「総数」は、「相談件数」とは一致しない。

## 第7章 委員会の様々な活動

### 第1節 委員による労働相談

#### 1 専門労働相談

労働相談は、個別労働関係紛争等のあっせんの端緒となることから、事務局職員による労働相談を随時受け付けているが、より専門性の高い助言を提供し、労働委員会に対する県民の認知を高めるため、公益委員と労働者委員又は使用者委員の2名による専門労働相談を定期的（定例総会の前）に実施している。

令和3年度の実施状況は、次のとおりである。

##### (1) 相談状況

回	実施日	相談員	件数
128	4月13日(火)	(公)安井委員 (使)窪田委員	
129	5月25日(火)	(公)石合委員 (労)白石委員	
130	6月22日(火)	(公)井上会長代理 (使)島田委員	
131	7月27日(火)	(公)佐藤委員 (労)榎原委員	
132	8月24日(火)	(公)松尾会長 (使)杉ノ内委員	
133	9月28日(水)	(公)安井委員 (労)河元委員	
134	10月26日(火)	(公)石合委員 (使)友時委員	1
135	11月24日(火)	(公)井上会長代理 (労)森委員	1
136	12月21日(火)	(公)松尾会長 (使)高橋委員	
137	1月25日(火)	(公)松尾会長 (労)福家委員	
138	2月22日(火)	(公)安井委員 (使)窪田委員	
139	3月22日(火)	(公)石合委員 (労)伊藤委員	
計			2

##### (2) 相談内容

相談内容	件数
経営又は人事	1
賃金等	
労働条件等	1
職場の人間関係	3
その他	
計	5

※ 一つの相談で複数の相談事項がある場合、「総数」は、「相談件数」とは一致しない。

#### 2 無料労働問題相談会

複雑・多様化する個別労働関係紛争に対処するため、職場における労使関係の諸問題について、労使を問わず広く相談を受け付け、労使紛争の未然防止と早期解決を図ることを目的に、「個別労働関係紛争処理制度」周知月間に合わせ、無料労働問題相談会を次のとおり実施した。

##### (1) 実施要領

期 間 令和3年10月4日(月)～10日(日) (7日間)

場 所 県庁、丸亀市役所、香川県三豊合同庁舎、さぬき市役所、香川県社会福祉総合センター、ワークサポートかがわ

対象者 県内の労働者、労働組合関係者、事業主、人事・労務担当者

主 催 香川県労働委員会、香川県、香川労働局

後 援 日本労働組合総連合会香川県連合会、香川県経営者協会、香川県社会保険労務士会

(2) 相談状況

	日時	場所	相談員	件数
1	10月4日(月) 13:30~16:30	県庁	労働局相談員 特定社会保険労務士	1
2	10月5日(火) 9:30~16:30	県庁	労働局相談員 特定社会保険労務士 労働局相談員 県労働政策課相談員	3
3	10月6日(水) 9:30~16:30	丸亀市役所	(労)福家委員 (使)島田委員 (公)石合委員 (労)榎原委員	0
4	10月7日(木) 9:30~16:30	香川県三豊合同庁舎	(公)佐藤委員 (使)杉ノ内委員 (労)森委員 (使)高橋委員	2
5	10月8日(金) 13:30~16:30	さぬき市役所	(公)井上会長代理 (使)友時委員 (労)河元委員 県労働政策課相談員	1
6	10月9日(土) 13:30~16:30	香川県社会福祉総合センター	(公)松尾会長 (使)窪田委員	3
7	10月10日(日) 13:30~16:30	ワークサポートかがわ	(公)安井委員 (労)白石委員	3
計				13

(3) 相談内容

相談内容	件数
経営又は人事	6
賃金等	8
労働条件等	7
職場の人間関係	3
その他	1
計	25

※ 一つの相談で複数の相談事項がある場合、「総数」は、「相談件数」とは一致しない。

(参考) 最近5年間の相談件数

年度	区分	件数	実施場所・日数
29年度		15	県庁(2日)、高松市生涯学習センター(2日)、さぬき市(1日)、丸亀市(1日)、三豊市(1日)
30年度		15	県庁(2日)、香川県社会福祉総合センター(2日)、さぬき市(1日)、丸亀市(1日)、三豊市(1日)
元年度		15	県庁(2日)、香川県社会福祉総合センター(2日)、さぬき市(1日)、丸亀市(1日)、三豊市(1日)
2年度		8	県庁(2日)、香川県社会福祉総合センター(2日)、さぬき市(1日)、丸亀市(1日)、香川県三豊合同庁舎(1日)
3年度		13	県庁(2日)、香川県社会福祉総合センター(1日)、ワークサポートかがわ(1日)、さぬき市(1日)、丸亀市(1日)、香川県三豊合同庁舎(1日)

(4) パネル・ポスター展

無料労働問題相談会に合わせて、労働紛争解決に関するパネル・ポスター展を令和3年10月4日(月)から8日(金)まで、県庁本館1階ギャラリーで開催した。

## 第2節 出前講座

これから社会人になる高校生・専門学校生や生徒を指導する教諭を対象に、労働法の基礎知識や働くことの意義・大切さを学んでもらうため、現場の労使関係に精通し、経験豊富な労働委員会委員が講師として出前講座を実施している。

回	日時	実施先	受講者数	講師
1	7月6日(火) 14:50～16:20	四国医療福祉専門学校 医療事務学科	学生 21人 教職員 2人	(公) 松尾会長 (労) 森委員
2	7月15日(木) 13:30～14:30	四国医療福祉専門学校 臨床工学学科	学生 21人 教職員 1人	(公) 井上会長代理 (労) 福家委員
3	10月15日(金) 14:50～15:50	四国医療福祉専門学校 介護福祉学科	学生 21人 教職員 2人	(公) 佐藤委員 (使) 島田委員
4	11月16日(火) 14:30～15:20	津田高等学校	生徒 25人 教職員 1人	(公) 松尾会長 (労) 白石委員
5	12月10日(金) 8:50～9:40	農業経営高等学校	生徒 42人 教職員 3人	(公) 井上委員 (使) 友時委員
6	12月14日(火) 8:45～9:35	四国学院大学香川西高等学校	生徒 159人 教職員 9人	(公) 松尾会長 (使) 窪田委員
7	12月20日(月) 17:40～18:40	丸亀高等学校	生徒 27人 教職員 10人	(公) 安井委員 (労) 河元委員
8	2月2日(水) 14:50～15:40	香川県立高等技術学校高松校	訓練生 32人 教職員 5人	(公) 松尾会長 (使) 高橋委員

## 第3節 研修

委員、職員の資質の向上等を目的とし、次のとおり研修等に参加した。

### 1 中央労働委員会の研修

#### (1) 令和3年度公労使委員個別紛争専門研修（オンライン研修）

開催日 令和3年12月6日(月)、7日(火)

参加者 (公)石合委員、(労)河元委員、(使)窪田委員

内 容 ・労働関係法令の改正等の動向

・裁判例の動向

・個別紛争処理の経験が豊富な都道府県労働委員会におけるあっせんの成功・失敗事例発表

・スキル、ノウハウ、経験等に係る情報交換

#### (2) 四国地区労使関係セミナー（ライブ配信・オンデマンド配信）

労使関係セミナーは、基調講演やパネルディスカッション等を通じて、裁判例や労働法制に関する情報を広く発信していくことにより、労働委員会について、労使関係者等の認識を深め、労働委員会の利用促進を図ることを目的として開催されている。

開催日 令和3年10月5日(火)

(自由参加)

内 容 基調講演

「職場におけるパワーハラスメント対策～紛争の予防と解決の視点から～」

講師：東京大学大学院法学政治学研究科教授、前中央労働委員会会長

山川隆一氏

## 2 四国ブロックの研修

### (1) 令和3年度四国ブロック労働委員会事務局職員研修会（オンライン研修）

開催日 令和3年7月28日(水)  
参加者 村上副主幹  
議題 個別あっせん事例の討議

## 第4節 広報状況

労働委員会制度の周知及び一層の利用拡大を図るため、積極的な広報活動を行い、労働委員会業務の効果的な運営に努めた。

### 1 専門労働相談

四国新聞発行の折込みチラシ広告「求人ウィークリーJOB」に月に1回程度及び県発行のメールマガジン「メルマガかがわ」に月に2回程度、開催情報を掲載するとともに、労働委員会ホームページにも掲載した。

### 2 無料労働問題相談会

中央労働委員会と都道府県労働委員会が毎年10月を「個別労働紛争処理制度」周知月間としていることから、無料労働問題相談会(10月4日～10日)について各種広報媒体を通して積極的にPR活動を行った。

- ・ 広報誌：県(9月号)、市町(5市4町)
- ・ ホームページ：県、香川県社会保険労務士会
- ・ テレビ：OHK岡山放送「サン讚かがわPLUS(プラス)」(9月16日)  
ケーブルメディア四国(文字情報放送)
- ・ チラシの配布設置：関係行政機関等、コンビニ、スーパー
- ・ 電子媒体：メルマガかがわ(9月16日、9月30日)
- ・ 折込みチラシ広告：「求人ウィークリーJOB」(9月12日、9月26日、10月3日)

## 資料

## 1 年次別新規取扱事件数（調整・不当労・資格審査・個別）

年	区分	調整事件			不当労働行為	労働組合 資格審査	個別あつせん (平成13年～)
		あつせん	調 停	仲 裁			
昭和63年	までの計	386	28	0	400	1077	
平成元年		1	0	0	4	9	
平成2年		0	0	0	1	1	
平成3年		1	0	0	2	6	
平成4年		3	0	0	3	3	
平成5年		3	1	0	2	6	
平成6年		0	0	0	2	0	
平成7年		3	0	0	2	3	
平成8年		7	0	0	4	4	
平成9年		0	0	0	3	5	
平成10年		5	0	0	2	1	
平成11年		4	0	0	2	4	
平成12年		2	0	0	2	1	
平成13年		4	0	0	0	2	1
平成14年		6	0	0	7	4	2
平成15年		7	0	0	1	4	2
平成16年		2	0	0	0	0	3
平成17年		3	0	0	0	2	13
平成18年		1	0	0	1	2	9
平成19年		1	0	0	0	1	15
平成20年		1	0	0	2	0	5
平成21年		2	0	0	0	3	2
平成22年		0	0	0	3	0	7
平成23年		2	0	0	1	1	6
平成24年		2	0	0	6	1	5
平成25年		1	0	0	0	1	4
平成26年		0	0	0	0	0	5
平成27年		1	0	0	4	6	1
平成28年		0	0	0	0	0	2
平成29年		0	0	0	0	1	1
平成30年		0	0	0	0	0	0
令和元年		1	0	0	0	1	1
令和2年		2	0	0	0	0	6
令和3年		1	0	0	0	1	4
計		452	29	0	454	1,150	94

※ 労働組合資格審査において、旧法関係（昭和24年6月9日まで）で取り扱った資格審査は、523組合である。

## 2 調整事件・年次別終結状況

年	区分	取扱件数			終結件数				翌年への繰越	
		前年繰越	新規申請	計	解決	不調・打切り	取下げ・不開始	移管		計
昭和63年	までの計	19	414	433	249	124	40	1	414	19
平成元年		0	1	1		1			1	0
平成2年		0	0	0					0	0
平成3年		0	1	1					0	1
平成4年		1	3	4	2	2			4	0
平成5年		0	4	4	3	1			4	0
平成6年		0	0	0					0	0
平成7年		0	3	3	1	1			2	1
平成8年		1	7	8	1	4	2		7	1
平成9年		1	0	1	1				1	0
平成10年		0	5	5	2	1			3	2
平成11年		2	4	6	3	3			6	0
平成12年		0	2	2		1			1	1

年	区分	取扱件数			終結件数					翌年への繰越
		前年繰越	新規申請	計	解決	不調・打切り	取下げ・不開始	移管	計	
平成13年		1	4	5	1	4			5	0
平成14年		0	6	6	3	3			6	0
平成15年		0	7	7	1	6			7	0
平成16年		0	2	2	1				1	1
平成17年		1	3	4	1	1			2	2
平成18年		2	1	3	1	1	1		3	0
平成19年		0	1	1			1		1	0
平成20年		0	1	1	1				1	0
平成21年		0	2	2	2				2	0
平成22年		0	0	0					0	0
平成23年		0	2	2	1	1			2	0
平成24年		0	2	2	1	1			2	0
平成25年		0	1	1					0	1
平成26年		1	0	1	1				1	0
平成27年		0	1	1					0	1
平成28年		1	0	1	1				1	0
平成29年		0	0	0					0	0
平成30年		0	0	0					0	0
令和元年		0	1	1	1				1	0
令和2年		0	2	2		1			1	1
令和3年		0	1	1		1			1	0
計		—	481	—	278	157	44	1	480	—

※ この一覧表には、個別的労使紛争に係るものは含まれていない。

### 3 不当労働行為事件・年次別終結状況

年	区分	取扱件数			終結件数								翌年への繰越
		前年繰越	新規申立	計	命令・決定					関与和解	取下げ	計	
					救済	一部救済	棄却	却下	計				
昭和63年までの計		974	400	1374	14	6	3	0	23	34	325	382	992
平成元年		18	4	22	7				7	1		8	14
平成2年		14	1	15	2				2			2	13
平成3年		13	2	15					0		1	1	14
平成4年		14	3	17	2				2	1		3	14
平成5年		14	2	16	4				4		1	5	11
平成6年		11	2	13					0		4	4	9
平成7年		9	2	11					0			0	11
平成8年		11	4	15	5				5			5	10
平成9年		10	3	13					0	4		4	9
平成10年		9	2	11					0		1	1	10
平成11年		10	2	12					0	1	9	10	2
平成12年		2	2	4					0			0	4
平成13年		4	0	4					0	2		2	2
平成14年		2	7	9					0		1	1	8
平成15年		8	1	9			1		1	1	5	7	2
平成16年		2	0	2					0	1		1	1
平成17年		1	0	1					0		1	1	0
平成18年		0	1	1					0			0	1
平成19年		1	0	1			1		1			1	0
平成20年		0	2	2					0			0	2
平成21年		2	0	2					0	2		2	0
平成22年		0	3	3					0		2	2	1
平成23年		1	1	2					0		1	1	1
平成24年		1	6	7					0		1	1	6
平成25年		6	0	6					0	3	2	5	1
平成26年		1	0	1		1			1			1	0

年	区分	取扱件数			終結件数							翌年への繰越	
		前年繰越	新規申立	計	命令・決定					関与和解	取下げ		計
					救済	一部救済	棄却	却下	計				
平成 27 年		0	4	4					0	1		1	3
平成 28 年		3	0	3		1			1	1		2	1
平成 29 年		1	0	1		1			1			1	0
平成 30 年		0	0	0					0			0	0
令和元年		0	0	0					0			0	0
令和 2 年		0	0	0					0			0	0
令和 3 年		0	0	0					0			0	0
計		—	454	—	34	9	5	0	48	52	354	—	—

※ 取下げには、無関与和解等を含む

#### 4 個別労働関係紛争あつせん事件・年次別終結状況

年	区分	取扱件数			終結件数					翌年への繰越
		前年繰越	新規申請	計	解決	取下げ	打切り	不開始	計	
平成 13 年		0	1	1			1		1	0
平成 14 年		0	2	2	1	1			2	0
平成 15 年		0	2	2		1	1		2	0
平成 16 年		0	3	3			2		2	1
平成 17 年		1	13	14	6	1	1		8	6
平成 18 年		6	9	15	5	1	9		15	0
平成 19 年		0	15	15	10	2		2	14	1
平成 20 年		1	5	6	3	2		1	6	0
平成 21 年		0	2	2	2				2	0
平成 22 年		0	7	7	4	1	1	1	7	0
平成 23 年		0	6	6	3			3	6	0
平成 24 年		0	5	5	1			4	5	0
平成 25 年		0	4	4	3			1	4	0
平成 26 年		0	5	5	1	1	1	2	5	0
平成 27 年		0	1	1				1	1	0
平成 28 年		0	2	2	1				1	1
平成 29 年		1	1	2			2		2	0
平成 30 年		0	0	0					0	0
令和元年		0	1	1	1				1	0
令和 2 年		0	6	6	1		2		3	3
令和 3 年		3	6	9	3	1	4		9	1
計		—	96	—	45	11	24	15	95	—

#### 5 年度別新規取扱事件数（調整・不当労・資格審査・個別）

年度	区分	調整事件			不当労働行為	労働組合資格審査	個別あつせん
		あつせん	調停	仲裁			
平成 25 年度までの計		447	29	0	450	1,141	76
平成 26 年度		0	0	0	2	0	3
平成 27 年度		1	0	0	2	6	1
平成 28 年度		0	0	0	0	0	3
平成 29 年度		0	0	0	0	1	0
平成 30 年度		0	0	0	0	0	0
令和元年度		1	0	0	0	1	2
令和 2 年度		2	0	0	0	0	7
令和 3 年度		2	0	0	0	1	4
計		453	29	0	454	1,150	96



## 6 調整事件・年度別終結状況

年度	区分	取扱件数			終結件数					翌年度 に繰越
		前年度 繰越	新規 申請	計	解決	不調・ 打切り	取下げ・ 不開始	移管	計	
平成 25 年度 までの計		—	476	—	276	155	44	1	476	—
平成 26 年度		0	0	0					0	0
平成 27 年度		0	1	1	1				1	0
平成 28 年度		0	0	0					0	0
平成 29 年度		0	0	0					0	0
平成 30 年度		0	0	0					0	0
令和元年度		0	1	1	1				1	0
令和 2 年度		0	2	2	1	1			2	0
令和 3 年度		0	2	2		1			1	1
計		—	482	—	279	157	44	1	481	—

## 7 不当労働行為事件・年度別終結状況

年度	区分	取扱件数			終結件数							翌年度 に繰越	
		前年度 繰越	新規 申立	計	命令・決定					関与 和解	取下げ		計
					救済	一部 救済	棄却	却下	計				
平成 25 年度 までの計		—	450	450	34	7	5		46	50	354	450	—
平成 26 年度		0	2	2									2
平成 27 年度		2	2	4						1		1	3
平成 28 年度		3	0	3		2			2	1		3	0
平成 29 年度		0	0	0									0
平成 30 年度		0	0	0									0
令和元年度		0	0	0									0
令和 2 年度		0	0	0									0
令和 3 年度		0	0	0									0
計		—	454	—	34	9	5		48	52	354	454	—

## 8 個別労働関係紛争あっせん事件・年度別終結状況

年度	区分	取扱件数			終結件数					翌年度 に繰越
		前年度 繰越	新規 申請	計	解 決	取下げ	打切り	不開始	計	
平成 25 年度 までの計		—	76	—	39	9	15	13	76	—
平成 26 年度		0	3	3		1	1	1	3	0
平成 27 年度		0	1	1				1	1	0
平成 28 年度		0	3	3	1		2		3	0
平成 29 年度		0	0	0					0	0
平成 30 年度		0	0	0					0	0
令和元年度		0	2	0	1				1	1
令和 2 年度		1	7	8	3		4		7	1
令和 3 年度		1	4	5	2	1	2		5	0
計		—	96	—	46	11	24	15	96	—

令和4年5月発行

**香川県労働委員会年報（令和3年度）**

編集 香川県労働委員会事務局  
高松市番町四丁目1番10号  
TEL 087-832-3721・3722・3723  
FAX 087-806-0226